

豊田市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、農業人材力強化総合支援事業費補助金交付要綱（平成24年6月1日付け24農経第279号愛知県農林水産部長通知）及び豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、実施要綱別表の1のイに規定する事業に対する資金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（資金の交付目的）

第2条 この資金は、新規就農又は農業経営の継承を行おうとする青年等に対し、農業経営に係る費用の一部を交付することにより、その就農意欲を喚起するとともに就農後の農業経営の定着を図り、もって本市の農業の振興と市民生活の安定・向上に寄与することを目的とする。

（交付対象者）

第3条 交付対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（1）独立・自営就農時の年齢が、原則として50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについて、強い意欲を有していること。

（2）次の要件を満たす独立・自営就農であること。

ア 農地の所有権又は利用権（農地法第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したもの。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械及び施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。

エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。

（3）基盤強化法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に同法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。

（4）青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料（様式第1号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が、次に掲げる基準に適合していること。

ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。

イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。

- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。なお、1戸1法人（原則として世帯員のみで構成される法人。）以外の農業法人を継承する場合は交付の対象外とする（なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、第2号ア及びイの規定中「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、同号ウ及びエの規定中「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。）。
- (6) 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種の取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プランに位置づけられた者等」という。）。
- (7) 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による交付等を受けていないこと。
- (8) 実施要綱別記2の農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (9) 経営継承・発展支援事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知）別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (10) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に参加している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (11) 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認める場合は、この限りでない。
- (12) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (13) 平成28年4月1日以後に農業経営を開始していること。

（交付金額及び交付期間）

第4条 経営開始1年目から経営開始3年目までは交付期間1年につき1人当たり150万円、経営開始4年目以降は交付期間1年につき1人当たり120

万円を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦で農業経営を開始し、次の要件のすべてに該当する場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて前項の額に1.5を乗じて得た額（1円未満切捨て）を交付する。

（1）家族経営協定を締結し、夫婦が共同経営者であることを定めていること。

（2）主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。

（3）夫婦ともに人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられた者等であること。

3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられた者等に限る。）に交付期間1年につきそれぞれ第1項の額を交付する。ただし、経営開始後5年以上経過している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該農業法人の他の役員も交付の対象外とする。

4 交付の期間は、最長で5年間とする。ただし、青年等就農計画等経営開始年度から5年度目分までとする。

（交付の申請）

第5条 交付対象者が、資金の交付を受けようとするときは、農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付申請書兼請求書（様式第2-1号又は様式第2-2号）に市税の完納証明書を添えて（本市において課税がない場合を除く。）、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

2 資金の交付の申請は、半年又は1年ごとに行うものとする。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定により資金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、資金の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において交付の決定をし、農業次世代投資資金（経営開始型）交付決定通知書（様式第3号）により、交付対象者に通知するものとする。

2 規則第11条に規定する額の確定及びその通知は、前項の交付決定及びその通知をもってこれに代えるものとする。

（交付決定の除外要件）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は資金の交付の決定をしないものとする。

（1）交付対象者等（交付対象者が農業経営を法人化している場合は、役員を含む。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

（2）暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が交付対象者等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

（3）交付対象者等が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営

若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 交付対象者等が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 交付対象者等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 交付対象者が、市税を滞納しているとき。

(資金の交付)

第8条 資金は、第6条第1項の通知を行った後に交付するものとする。

(帳簿等の整備・保存)

第9条 交付対象者は、資金に係る帳簿を備え、他の経理と区分してその収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備しておかなければならない。

2 前項の関係書類は、資金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

(就農状況の報告等)

第10条 資金の交付を受けた交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間(第11条第2項の手続きを行い、農業経営を休止した場合は、休止期間を除いて5年間とする。以下同じ。)、毎年7月末日及び翌年の1月末日までに、その直前6か月に係る就農の状況を就農状況報告書(様式第4号)により、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、サポートチームを中心とした関係機関の協力を得て、青年等就農計画に即した計画的な就農ができていくかどうかを確認し、必要に応じ、指示・指導を行うものとする。

3 前項に規定する就農状況の確認は、交付対象者との面談、現地調査、関係書類の確認等により行うものとする。

4 市長は、交付対象者の経営開始3年目が終了した時点で、当該交付対象者の中間評価を実施する。

5 規則第10条に規定する実績報告は、第1項に規定する就農状況報告書の報告をもってこれに代えるものとする。

(農業経営の中止等の届出)

第11条 交付対象者は、交付期間内又は交付期間終了後5年間に農業経営を中止する場合は、中止後1か月以内に農業次世代人材投資事業(経営開始型)中止届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、交付期間内又は交付期間終了後5年間に病気などのやむを得ない事情により農業経営を休止する場合は、休止後1か月以内に農業次世代人材投資事業(経営開始型)休止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。なお、休止期間は原則1年以内とする。

3 交付対象者は、交付期間内に妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合は、休止後1か月以内に農業次世代人材投資事業(経営開始型)休止届(様式

第7号)を市長に提出しなければならない。なお、一度の妊娠・出産又は災害につき最長3年の休止期間を設けることができ、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとする。ただし、第4条第2項に規定する夫婦で農業経営を行う妻が妊娠・出産により就農を休止する場合を除く。

4 第2項又は第3項の規定により休止届を提出した交付対象者が農業経営を再開しようとする場合は、農業次世代人材投資事業(経営開始型)再開届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(交付の停止)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、資金の交付を停止するものとする。

(1) 第3条各号の要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 農業経営を中止したとき。

(3) 農業経営を休止したとき。

(4) 第10条第1項に規定する報告を行わなかったとき。

(5) 第10条第2項に規定する状況確認の結果、適切な農業経営を行っていないと認められたとき、又は同項に規定する市長の指示・指導に従わなかったとき。

(6) 第10条第4項に規定する中間評価により、交付が不相当と判断された場合。

(7) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認める場合は、この限りでない。

(資金の返還)

第13条 交付対象者は、交付期間内に前条第1号から第5号までのいずれかに該当した場合は、既に交付を受けた資金のうち、当該要件に該当した月を含んだ残りの対象期間の月数分の資金を市長に返還しなければならない。

2 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付を受けた資金の全部を市長に返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正な行為により資金の交付を受けたとき。

(2) その他資金の交付が不相当と認められたとき。

3 交付対象者は、交付期間(休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。)終了後に、交付期間と同期間及び同程度の営農を継続しなかった場合は、交付済みの資金の総額に、営農を継続しなかった期間(月単位)を交付期間(月単位)で除した値を乗じた額を返還しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

(1) 第11条第2項及び第4項の手続きを行い、就農を休止した日から原則1年以内に就農を再開し、就農休止期間と同期間さらに就農を継続したとき。

(2) 第12条第1項第6号に該当し、資金の交付が停止されたとき。

(返還の免除)

第14条 交付対象者は、病気、災害等のやむを得ない事情により、前条第1項又は第3項に該当する場合に、返還の免除を申請しようとするときは返還免除

申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定により返還の免除の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、返還免除承認通知書（様式第10号）により、交付対象者に通知しなければならない。

（住所等変更報告）

- 第15条 交付対象者は、交付期間内又は交付期間終了後5年間に居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

また、改正前の別記1の「給付金」は「資金」に、「給付」は「交付」に読み替える。

- 2 平成27年2月3日付け26経営第2802号による改正前の新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱の別記1の規定に基づき給付を受けている者が、この通知の改正後に別記1の第5の2（2）アに規定する交付金額変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の同要綱の適用を受けるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 1 改正前の豊田市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4条第1項及び第4項、第10条第1項、第11条第1項及び第2項、第13条第2項及び第3項、第14条、第15条、様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第10号については、改正後の同要綱を適用するも

のとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 改正前の豊田市農業次世代人材投資資金（経営開始型）交付要綱の規定に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第3条第1項第2号ア、第5条第1項、第7条第1項、第11条第2項、第3項及び第4項、様式第2-1号、様式第4号、様式第5-1号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9号、様式第11号については、改正後の同要綱を適用するものとする。